

律令官僚制成立過程の一視点

——侍従、内舎人、少納言制の成立過程について——

松 尾 大

日本古代の官僚制度は、律令制度によって完成したと言える。大和朝廷の内廷から発展した外廷機構の拡大を、中央集権の視点から体系的に作り直したものと見える。これによって天皇の家政機関と国政機関とが明確に分離されたのである。小論は、内廷と外廷の未分化の状態から律令体制への成立過程を知りたいという興味に発した。この際に三官を用いたのは、それらの令制機能發揮の場が天皇の側にあることと、相互に密接に関連すると容易に推測出来る規定を見るからである。これら三官には、令条から、天皇の近侍という共通の性格が窺える。このことは、天皇家が
大和朝廷という国家体制を整えた以後にも、それら三官の機能が一つの行為主体のものとして集められていた可能性を持つのである。ある一つの単位が、天皇に近侍して天皇の宿衛を行なうと同時に天皇の小事の補佐を行なったり、諸豪族との取り次ぎを行なうことは可能である。

—

官職侍従の職務は、古記に見るように、その行為が史上に残るような性質のものではない。古記の解釈が当時行なわれていたことは書紀の用例から証することが出来る。

大宝令以前に「侍従」の語が見える。だが、これを明白な官職的なものとすることは危険である。侍従の先行形態

については後に再びとりあげる。

内舍人に關しては、語と機能から容易に大化前代の名称に舍人の語を有するもの(以下舍人として表現する)^⑥に、その先行形態を推測出来る。しかし内舍人との大きな相違は、舍人の出身が主に地方豪族であると指摘されているのに対し、内舍人には法制面からは地方性が窺えない。また前者の一部に見える中央豪族も、卑姓であるという^⑦。内舍人に見る高級官僚の子弟という要素は見られないのである。また内舍人の一部には、その資格に附随して蔭位という優遇処置が存する^⑧。奈良時代の内舍人経歴者として見える用例では、当時内舍人という官職に対して一般的には卑官と考えられていたのではないかと推測出来る点は、舍人の先の資質の帰結とも成り得る。従って以上のことから、大宝令直前の内舍人先行形態が時の官職機構内で上位にあつたとは考えられないのである。

天武二年に「初出身」する者は、まず「大舍人」に仕えるとの詔がある。この大舍人は少なくともこの時は「外国」は対象に入っていなかったと考えられる点で内舍人と一致し、また一般官人と區別して、その前任的なものとする^⑨ことは、内舍人の少なくとも一部の者に令条から推測される初任官的位置と共通する。さらに朱鳥元年甲子の詠を「天皇一族の家政機関的」なものとの指摘^⑩が存する。以上のことから、内舍人の天武二年以後における先行形態を大舍人に求めてよいのではないかと思う。大舍人の行為^⑪に内舍人のものと本質的な相違点は見られない。内舍人と大きく異なるのは「左右」の區別が存したことである。従って大宝令制との関係では、大宝令制の大舍人と内舍人は天武二年以後の大舍人制に含まれていたと考えたい。天武期大舍人の京官子弟と初任官という要素の、上部が内舍人の任用基準に組み込まれ、下部が大舍人のものとなったのではないか^⑫。尤も内舍人の任用基準に五位以下の子弟も考えられていたのではないかと推測出来る。すると或は天武期大舍人資格の上部全てと下部の一部(全てと一部とは両者・部の比較に於いてではない)が内舍人のものとなり、下部の残の少なくとも一部が大舍人のものとなったと推測する。

天武期の大舍人には職務の面で奈良時代少納言のものと関連するものがあるが、仏教に鎮護国家の役割を果たさせていた当時では、天皇の近侍官である彼らが、そのような職務を果たしたことが狭い意味で両官関連する証拠とはな

らない。^②

内舎人の任用基準に対する一視点「良家子」^②について、欽明二十一年に同語が見える。新羅からの調貢使の言である。調貢使は「国家」事とも「私議」とも、いずれとも言えない。その任務は非常に危険なものだから、使となる者は卑しい者を使いがちである。今後「良家子」を使い、「卑賤」を使つてはならない。ここに令案内舎人の直接には非公事と解せる任務^③に通じる。家伝、書紀、令が正しく一致する。内舎人制成立に意図されていた一面を示すと言える。

少納言の大宝令前の官司として、同名のものが二例存する^④。両者を見た時、大宝令前文武期に当官名の存したことは言えるが、それ以前にまで及ぼすことは出来ない。また、中納言においても、大宝令に基づく任官直前の十九日には存したと見てよいだろう。だが、それ以前中納言の用例は見えても、それに従うことを躊躇^⑤う。大納言では大宝令制任官の直前、持統末年、天武前紀、天智紀注部に見える。天智紀のものは、後に記されたものとの説がある^⑥。天武前紀のものは、天智紀の注部の本文御史大夫任官の中の一人が、天智期のこととして大納言と見えるのである。すると大納言の用例は天武期にはなく、持統朝の末年に現われる。布勢御主人の大納言は、統紀においても、大宝官員令施行の時には大納言であった。ただ補任に依れば同日のこととして大納言と右大臣の任官が彼に対して行なわれたと記している。なお、彼は持統元年に納言として見えるが、この点補任も一致する。もちろん、補任の記載に統紀や書紀と対等の価値を認めるつもりはない。だが、大部で共通していないながら細部で異なっていることは、俄には国史には従えないのである。

以上のように、文武期以前では大中少の三納言の存在を確かに言えない。だが、大宝令制大少納言に先行する直前の形態と看做されるものが、天武持統期に存したことは認めなければならぬだろう。このように解した時「納言」と見えることは、これが大・少のいずれかの抜けたものとする訳にはゆかない。さらに大宝令注釈書の古記に「納言」が大・少の脱落を感じさせない形で使用されている^⑦。古記の解釈に納言の奏として中に大少両納言を含ませているものが見える^⑧。以上のことから、大宝令制大少両納言の先行形態は天武持統期には存した。そして時に大・少

の称を冠して呼ばれることがあつたかもしれないが、それが同時に大宝令制に見えるような職務と対応していたのではなく、大納言と称されたものが大宝令制少納言的職務を行なうことがあつたと思うのである。あるいは持統三年の令廿二巻發布の後大宝令制成立の過程で、そこに規定された官職名で称されるようなことがあつたのかもしれない。故に名称の点からは少納言の先行形態として天武朝から見える「納言」を掲げたい。

大宝官員令少納言条には「鈴印」の規定が存したらしい。^⑧天智期では王がそれを保管し、壬申の乱では大海人皇子方が飛鳥古京を奪取した後大伴吹負が命じて進ませている。もちろん、後者のそれをもって少納言との関連を云々することは出来ない。だが、同記事では「令進官鑰、駅鈴、伝印」とあるが、その事項全て大宝令制に少納言の職務として規定されていたと考えられる。^⑨そして、それは大海人皇子が行動するに當つて、駅鈴を高坂王に乞うた際の飛鳥古京を奪取した後のことである。大宝令規定が何の先行形態なく制定されたと考えるよりも、何らかのそれに基づく前提する方が無理がないだろう。そして吹負の命じた範囲が一国や二国という少数国でない。故に高坂王のもとには、後に少納言規定として見えるそれらの何らかの権限が存したと推測したい。いずれにしても天智期の末には旧都留守官としての王が駅鈴の権限を有していたことは確かである。これ以前駅鈴は大化二年に見えるのみだが、少なくとも大化以後には全国一律の中央と地方との間の連絡手段の存したことは十分考えられる。

高坂王の場合と、後の少納言とは奈良時代の用例に王が多数を占めること^⑩で似る。だが、大宝令での職掌は主が中務省で少納言は従と解されている。少なくとも少納言が主ではないのである。中務省の大宝令前官司として中官の存在が推測されている。^⑪が、史料の上からは証することは出来ない。すると、少納言の前身を納言とし、その中には後の国政参事官である大納言も含まれているなら、あるいは少なくとも駅鈴は天武朝以降、納言の職務であつたのかも知れない。だが、納言の語のつく者で王は一名のみである。真人姓も見えない。皇親体制を目指した天武天皇が、全国の軍事財政の権限全てを臣下の者に委ねるとは考えられない。王号の見える納言五位舍人王は天武九年に卒している。或いは彼にその権限を委ねることがあつたかもしれない。そして翌十年律令の制定を公布して以来一例も王の納

言の見えないことは、天武十年以後少なくとも駅鈴に関して納言が全権を掌握する方式が変えられたのではないか。ここに大宝令制少納言に見る「兼知」従的位置への転換が為されたのではないかと推測する。

少納言の奏官としての前身では、中臣氏延喜本系に推古舒明の二期に「前事奏官」というのが見える。同時に記載する官位の面からその時期は混乱しない。^⑤考古学では推古朝あたりから畿内古墳の情勢が変わったことが指摘され、その因として国家権力による造墓への強い規制が推測されている。その変化は具体的に群集墳の複次葬→単次葬への復活と言われる。天皇の親衛軍たる舎人は六世紀後半から現われ、それまでの親衛軍との大きな差は、新しい形の官制的な要素の強い部と言われている。^⑥このことは先の考古学の成果とよく一致する。推古朝には「馬官」という名称が見える。^⑦前事奏官の場合も、後の体系化された律令官僚機構内に位置するものと考えられることは無理だろうけれど、「馬官」と同類の新しい、前事奏官という官制的なものが存したことを認めるのに何ら不都合はないと思う。だが、この官の職務は何ら記されていない。しかし特に品部において名称と職務とが無関係とは考えられない。そこで推古朝頃に品部に「奏」を家職として中央に奉仕する者が存したと推測したい。^⑧そして「前事奏官」は納言に吸収されたと考えられる。但し、前事奏官に駅鈴などの任務はなかったと思う。^⑨納言に吸収されたのは舒明朝→天武九年の間である。大海人皇子が高坂王に求めた駅鈴の先の解釈が許されるなら、また奏宣官の任務を果たすには天皇に近侍していなければならぬから、この際の高坂王は駅鈴に関して少納言の先行形態の一つの具体的な例であるが、奏宣の役は果たせない。高坂王の時代には、少納言の先行形態には未だ駅鈴への関与と奏宣の任とが一つの官制的単位として集められていたとは考えられない。^⑩故に、駅鈴の任を持つ少納言の先行形態が同時に奏宣の任も有するのは天武元年九月―九年七月となる。要するに、少納言の二面性Ⅱ内廷に連なる奏宣の任と、外廷的職務の少なくとも駅鈴に関しては、本来その任務の遂行単位は異なっていたと考えることが可能である。そして両者は天武元年―九年の間に納言に集められた。但し、その初期には、王が納言として駅鈴に関しては、令制のような「兼知」ではなく、全権を有していた可能性がある。そして天武十年の律令制定の詔が出された後、やがて駅鈴の任務としては「兼知」というように権限は幾分割

られた。だが彼らは、奏宣の任務を果たすのに必要な天皇近侍が強調された常侍という面や、駅鈴で示される外廷的職務の発達した国政参事の面も有した。納言構成者の中でそれら多様な任務それぞれについて遂行の特定は、持統朝以前ではなかった。だが、持統三年に令を發布して以来大宝令編集の過程で、納言は大少に分けられ、またさらには中間の「中」という官職も議論されることがあったのかもしれない。そしてそれと同時に、そのような官職名が用いられた。その後最終的に納言は大少の二つに分けられ、同時にそれぞれの職務が明確に区分された。

侍従の先行形態については、先に述べたように、官名や職務からそれを探ることは出来ない。少納言が「在侍従員内」とする令条を参考にこの「侍従」が仮に機能の語であるとしても、それが官職のものとは無関係とは考えられない。そこで少納言に関連すると前提して、少納言の先行形態の中に官職侍従のそれを求めようとするとき、納言制時代の奏宣の任務に伴う職務の場が強調されて「常侍」が成立し、職務内容も国政参事に及ばない面がとられて「拾遺補闕規諫」として成立した、と考えることが出来る。すなわち、駅鈴を吸収する以前に先行形態を求めることも出来るのである。

少納言職務の他のものの先行形態はどうか。大化元年に有名な鍾匱の制がある。翌年二月のものが、効果のあったことを窺わせる。その前文は前年八月のものと同内容であることが分る。この制の精神・目的は、公式令陳意見条と一致する。^④両者を比較すると、訴は文書でなされるから、支配層を対象としたことが分る。令と一致する。意見を述べ記した文書は、一方では少納言が受けとるが、他方は官名は現われていない。^⑤実際にはある特定のものが行なっていた可能性もあるが、ここでは何らそうした官職が史料に見えないことよって、公式令陳意見条の少納言との関連における先行形態は、大化二年以後と推測したい。

少納言は「スナイモノ申司」^⑥だが、「スナイ」「オホイ」を除いた単なる「モノ申司」または「モノマウシ」は、「納言」二例以外に「謁者」^⑦、「請謁者」^⑧があり、一方単なる「モノマウス」という動詞は「奏請」^⑨がある（但しこの場合「人」が後につづく）。この「奏請」は多く用例が見えるが、そこに使用されている意味は「マウシテ」^⑩である。

「奏請人」に官名的なものを推測しない方がよいだろう。謁者はどうか。官名らしく見せかけるための作文かもしれない。後世同名称の官は存在しないが、大陸には存する。謁請者の任は、文章を見れば明らかに動詞的用法と言える。謁者はこの一例だけでは、いずれとも言えない。顕宗代の五世紀末の大和朝廷の勢力を思えば、天皇の側近として、一つの固定的職務的なものとして成立していたかどうかは別としても、諸豪族との取り次ぎの任は存したと見てよいと思う。それが謁者かどうかは分らないが、このように考えると、モノマウスツカサ的な官職が、以前から既に存していたと推測出来る。

侍従の先行形態に戻ると、令制官職侍従には、少納言と共通する要素の他に、内舎人に共通する要素が存した。内舎人は令条で武的官と考えられている。侍従は明白に文官である^⑤。この前提で令規定の職務を見た時、軍防令有所征討条の「侍従」の任務と規定されていることは、同条の内舎人の任務や同令大将出征条を、機能と併せ見た時、むしろ内舎人が使に宛てられた方がよく理解出来る。仮に両者を入れ換えるとすれば、内舎人の三位以上孫、あるいは少なくとも五位以上子でなければならぬが、彼らの令条からする内舎人任官に際しては他の者より早く仕官する。その点から見ればいわば完全な官人とは言えない欠点が存する。そこに内舎人とされなかった理由があると考えられる。だが、特に侍従としたことに何らかの以前からの通例的なものを臭わせる。このように令条を解した時神龜元年の持節大使の慰勞に内舎人が遣わされたことは^⑥、それが近江国という畿外であることとは何ら関係なく、養老軍防令有所征討条の侍従の規定が、該当する大宝令条では、いずれの職務であったとしても、この条の職務に関し大宝令制定直前の状態で内舎人先行官司と侍従のそれとが密接な関係にあったのではないかと推測出来るのである。さらに神龜元年の先の例から、両先行官司は該當職務に関して、内舎人の方が主であったと見るのである。このように解すると、侍従の令条に見る有所征討条の大宝令前先行形態は、天武期以降の大舎人に求めなければならない。内舎人の官位は既に記したように、正六位上―無位迄と令条から推測出来るし、実態にも現われている。侍従も既述したように、内舎人程ではないが、その語の共通性を基に、令条から正四位上―從五位下が推測出来、実態に於いても從三位迄見え

る。すると丁度、内舍人官位の上部に位置する。ところで、天武期の大舍人は京官子弟全てが、まず經由しなければならぬと詔している。天武期には、未だ姓が重視されていたことは、いまさら述べる迄もない^⑧。すると、大舍人に任用時か、あるいは終了後か分らないが、全員が大舍人を經由しても、以後の昇進にそれぞれ先天的な相違が存しただろう。それが任官時に既に規定されているのが内舍人である。そして有所征討条の侍従の使の官位面よりする要素や、仮に内舍人が使になる場合の階層についての推測が正しいなら、また、有所征討条の該当事項は、天武頃には大舍人が行っていたのではないかとするなら、大舍人に、相当上位にまで及んでいる者がいたと解さねばならないだろう。実態として、侍従のような従三位に相当するような者が大舍人にいたかどうかは別としても、正六位上に相当する官位の者が大舍人にいたのではないか。下限は矢張り無位であろう。

要するに、大宝令制で初めて官職として制定されたと考えられる「侍従」は、天武朝以降の納言から常侍と規諫、拾遺補闕を抜き出し、大舍人からは国家の治安を相当規模に乱す者を鎮圧する将に対する慰勞という職務が、それ以前の准官人では不都合と考えられて、新たに作り出した天皇常侍の侍従に加えられたと推測する。大舍人に見る内部階層の多様性が、官職侍従官位の実態面での多様性の因の一つとなっているのかもしれない。

内舍人の先行形態と少納言のそれとの交渉、または位置関係を明白に示すものはない。だが、全く手懸りがない訳ではない。養老五年に幣帛を附すに際して天皇が内安殿に御し、少納言が「舍人」となって「幣帛使」を「引」している^⑨。ところで侍従の職務に規諫がある。我国律令制の成立に、唐の制度が参考にされたことは否定出来ない。唐制に「規諫」の語は見える。だが同時に他にも「諫」のつく制度が多く存する^⑩。また、わが内舍人制成立に際し唐の通事舍人制を参考にしたであろうことは、両者を対照すれば明白である。唐の通事舍人制の職務に「近臣入侍」の時「引以進退」^⑪がある。実態面でも多くの例がある。「…舍人」は唐制に三種見える。それぞれ根本的に違った意味（わが国の……部舍人に対して）を持つ。わが国の大宝令以前に「…舍人」が唐と同様の形で二種以上存したとは思えない。そして「伊勢神宮の（皇祖神としての）地位を決定ならしめたものは壬申の乱ではないか^⑫」と言われている。それに

従えば、この養老五年の「伊勢大神宮奉幣帛」に際しての形式も、あるいは天武朝に存したのではないかと推測することも可能である。以上のことを総合する時、あるいは天武朝の大舍人制が成立する以前に既に唐の通事舍人制が知られていて、舍人の壬申の乱での活躍と併せ、乱に勝利を得た礼が伊勢大神に対して為され、その際、幣帛を手渡す形式として、後の養老五年のものに似たことが行なわれたのではないか。そしてその際、少納言が舍人となっているのは、両者が系譜的に近いことを推測させる。

わが公式令陳意見条に相当する制が唐に見える^⑩。ここでは少納言の任にあたるものに「舍人」と見える^⑪。少納言の唐名とされる給事中は両制度を比較すると、なるほど他に、より少納言の職務に似たものを制度として残す官は見えない。この意味で、結果的に両者は父子関係にあると言える。だが、少納言制の成立過程で、それを推測するには余りに相違点多すぎる。この「舍人」の語の大宝令以前のわが国での用法と併せ、大宝令制定者によって少納言が「舍人」と近い系譜、具体的に天武朝の大舍人や、さらにその先行形態に近似する存在と考えられていたことを意味するのではないか。このように考えた時、皇極三年に中臣鎌子が軽皇子の遇する所に感謝して「舍人」に述べ舍人が「便以所語、陳於皇子」は正しく「受得奏聞。不湏開看」^⑫「承旨無違」^⑬と一致する。主観をさしはさむことの許されない機能の特質と一致するのである。

少納言先行形態と内舍人のそれとの関係の、今問題になっている二つの職務に関し(臣を導くことと、天皇と臣との取り次ぎを全く自己の意思の介入することなく行なうこと)、先行二官は、どのような関係をもつか。原初的には武的性格の内舍人を父とする父子関係だろうが、大和朝廷の勢力が東国にも及び、国造から子弟を中央に貢させるようになった六世紀後半^⑭以後になると、王権の性格が必ずしも武的性格の圧倒的に強いものとは言ひ切れない。舍人の語からは、六世紀後半以後で見なければならぬ。ところで、先に陳意見条と精神を同じくするものとして大化の鍾匱の制を取り上げた。その際の令制少納言に該当する項は、唐制の知匱使であらう。それに拾遣補闕と諫議大夫が定められている。ここでは少納言と侍従とが同次元で見える。内舍人に「取り次ぎ」の役の存したことは古記に見える^⑮。

伊勢奉幣使のものは、本来的には舎人の任だったのである。だが内舎人は同史料でも示されているように、大宝令で「宿衛官」の機能が強くなったため、その任は「奏」という語の取り次ぎ官の系統の少納言のものとされたのである。すなわち、天武朝の大舎人は、唐制の通事舎人に通じる「群臣」を「引」く役も有していたが、大宝令制定時に、その役目は具体的に武的性格のもの（献軍器を言う）を除いては、少納言のものとされたのである。そして陳意見条の唐制と大宝令制との間の「侍従↓少納言」への移行の裏には、官人機能の内外廷区分を明確にする意志が根底に存していたと言えるのではないか。この任務が孝徳朝あるいは少なくとも天武朝に、ある特定官のものとして定められていたかどうか。難波宮発掘調査では、第一期の長柄豊崎宮では、第四期の聖武朝のものと異なっており、内裏と大極殿が回廊で連なっている。が、第四次の分離した状態は藤原宮まで溯ることが出来る。両宮の相違は、内廷と外廷との分離如何の問題と結びつく。故に、知匱使と陳意見条との侍従を少納言に置き換えたのは、確実には大宝令であろうが第一期難波宮には内外廷分離の志向が窺えるから、鍾匱の制の時に特定官として、後の少納言に帰結する官を推測することも可能である。陳意見条についての問題はまだ残る。先に示したように直接関係にある規定による「舎人↓少納言」である。舎人の先の彼我の相違、取り次ぎ役の一つが天武朝では大舎人のものと考えられることから、陳意見条の天武期における、大宝令条での少納言の役割は大舎人が行なっていたとも推測出来る。だが、わが国朱鳥元年と同年に設置された知匱使では、大舎人の系譜よりも少納言に繋がる系譜の官が「専知事受状以達其事」^⑦している。また、納言の奏とは語のとりつぎに類する。侍従に大舎人の系譜を引く要素は推測出来るが、侍従制の成立は大宝令である。一方、陳意見条少納言の任務に該当するものとして、唐令に「舎人」と明記されている。故に、この任務は、天武朝では大舎人が為していたのではないかと推測する。そして鍾匱の制についても、当時侍従は未だ成立していなかったし、また、この制が陳意見条の先行制度とも言えるから、仮にその制に「収表」める特定官が存したとしても舎人の系譜を引くものと推測出来る。

以上述べてきた三官の成立過程を図示すると次表のようになる。

天武朝

大宝令

備考

(大舍人へ)
 (6C後半) 舍人 → 天武2制 大舍人 → 大宝1.3.19 少納言 → 大宝1.3.21 内舍人

一十はそれぞ
れマイナス、
プラス

一 地方性
 + 京貴姓 + 初任官
 准官人

一 有所征討慰勞(侍従へ)
 一人の取り次ぎ一文的物の取りつぎ
 (少納言へ) = 武物的のとりつぎ
 + 蔭 (先行形態に既に存したかもしれない)

(推古・舒明) 謁者 → 前事奏官 → (現) 納言 → 大宝1.3.19 少納言 → 大宝1.3.21 少納言

一 国政参事 (大納言へ)
 ※ 一 常侍 - 小事輔佐 (侍従へ)

※ 附属要素

+ 鈴印(官鑰) } " " }
 全権 天武10 削 = 兼知
 天武2~9 天武10
 納言 = 王 納言 = 臣

鍾匱の制 (大化1.8) ? } 人の取りつぎ } 奏の拡大として内包
 } 文的物の取りつぎ } 陳意見条
 (大舍人から)

→ は一部要素
による意

+ 常侍 + 小事輔佐(納言から)
 + 有所征討慰勞(大舍人から)

侍従

二 三官と唐制

職原抄によると、侍従、内舍人、少納言の唐名をそれぞれ拾遺・補闕、通事舍人、給事中とする。彼我の両者を比較してみると、拾遺補闕は、帝に私的性質の職務によって接触する。但し、その立場は国家の盟主としての帝に附属するという前提条件や要素は一致する。しかし侍従の職務に対する古記に見る解釈と一致する面はない。拾遺補闕という語に対する解釈は根本的に相違しているのである。では他に適当な官があるかというところ、諫議大夫という職務に「規諫侍従」の見えるものがある。その先行官司が漢代に官職侍従の職務に類することをこなしている。だが、唐制でないことに無理がある。唐代「大計」の際には「諫官」として参加する面は侍従にはない。実態面での活動、法制の解釈によれば拾遺補闕であつても諫議大夫でも侍従との間の差から前者を唐名にしなればならない程の決定的なものはない。だが侍従の職務の語がそのまま官職名であること、人員が合計すれば侍従と同じく八名である。他方は四名。

内舍人と通事舍人はどうか。両官職務規定を比較する

と非常によく似る。だが内舍人一部の採用条件に見える資蔭、資質^⑧、また官の機能である宿衛は、通事舍人に見えない。これらの要素を他官に求めると少なくとも二分類に分かれる。^⑨しかもそれで充たされる訳ではない。

給事中と少納言では、侍従の場合以上に差がある。しかも差のある要素を他官に求めても種々の官にわたり、結局給事中が最も近い存在となる。

唐制四官を先行形態で見ると、通事舍人では、^⑩それとされる謁者が親衛軍として務めている例が存する。大將出征条に繋がる役割も見える。さらに内舍人採用基準の一つである「儀容端正」も、その任用基準に見える。拾遺や補闕には先に記したように、その先行形態として記されている中に侍従に連なるようなものはない。給事中では漢代以来始終「奏」と見える。^⑪

以上、内舍人制の成立には唐制の通事舍人や、あるいはそれに先行する謁者の系統を参考に為された可能性は大いにあるが、他の二官については対比した結果、官として見れば似る程度であり、制度として成立させるに際してそれらの三官を参照して為したとは言えないのである。

注

- ① 職員令少納言条―侍従と少納言。軍防令有所征討条・同令大將出征条と続紀神龜元年十一月辛未条―侍従と内舍人。
- ② 職員令集解侍従の古記二云参照。
- ③ 書紀仁徳七年九月条、皇極元年正月辛未条（以下特に出典を断らなければ書紀・続紀）。
- ④ 常陸国風土記行方郡。播磨国風土記印南郡小川里、同賀毛郡上鴨里。
- ⑤ 他に見える「陪従」（肥前国風土記松浦郡植嘉嶋条）や「舍人」「左右」等との間に明白な差は見出せない。
- ⑥ 舍人のみでなく舍人部も含む意。
- ⑦ 井上光貞「大和國家の軍事的基礎」（『日本古代史の諸問

題』所収）。直木孝次郎「人制の研究」（『日本古代國家の構造』所収）。平野邦雄『部』の本質とその諸類型」（『日本古代社会組織の研究』所収）。

⑧ 以前の靱負部のような統率者との間に私民関係を持つものと異なり、所有の關係の認められないという点では中務省被官の内舍人と似る。

⑨ 井上前掲書。

⑩ 蔭位対象の五位は子だが、軍防令五位以上子孫条では、五位の孫まで内舍人の対象とされる。また同条では三位以上は孫のみであり、同条対象の人数は二九〇人。仮に大舍人を除いても、同条適用の数一一八または九七名の子弟でまかないきれない。さらに同条には「見無役任」とある。

⑪ 奈良時代内舎人の用例は二七例、令制定員九〇名。また実態では二官位にわたる内舎人の用例は皆無。さらに二度以上内舎人として見える者も家持を除けば見当らない。

⑫ 明白に例外と考えられるもの（藤原蔵下麻呂―仲麻呂乱の功によって従三位特授）を除けば、天平十年任官の同伴家持以後従五位上以上に昇った例はないこと。また家持以前の三例は藤原武智麻呂・豊成・仲麻呂のいわば不比等の直系である。不比等は養老律令のみでなく大宝律令編纂にも功があったと言われている。その子孫三例の内舎人は正しく三位以上孫の実施と推測出来る。武智麻呂は家伝の記載から正六位上叙位後内舎人に採用されるが、この官位は父不比等の蔭ではなく、祖父鎌足の大織冠を正一位と見て正しく祖蔭である。豊成の場合二十歳の時に内舎人で翌年正六下従五下叙位があった。時に父は従三位、祖父不比等は贈正一位、贈官条を適用すると正しく正六位下となる。仲麻呂も内舎人任官時官位は不明。伝には従五位下叙位の二十九歳以前に経歴している。これ以外に内舎人任官時官位を推測する手懸りはないが、それを二十一歳の時に祖父の蔭従六位上を授けられたとして不都合はない。とすると、仲麻呂の任官は藤原氏が設置したのでないかと言われる中衛府設置（世山晴生「中衛府の研究」古代学6―3）直前の神龜三年と推測出来る。逆に中衛府設置以後家持を除けば三位以上孫の例の見えないこと。以上のことからこのように言えると思うのである。

⑬ 天武五年四月辛亥あるいはこの詔によって外国人の初出身者も大舎人を経ることになったかもしれないが、天武期に畿内と外の区別、さらに前者の優遇が言われているのに従って外国人は大舎人に初出身としてはなれなかったと推測する。

⑭ 仕えた後「選簡其才能、以宛当職」。

⑮ 青木和夫「淨御原令と古代官僚制」古代学3―2。

⑯ 朱鳥元年五月是月、持統五年二月。

⑰ 天平勝宝八歳二月庚戌（大日本古文書四―三二六）。

⑱ 朱鳥元年九月甲子。

⑲ 天武朝の大舎人が大宝令で二官のみに分けられたと言っているのではない。

⑳ 朱鳥元年五月是月、持統五年二月、と少納言天平勝宝八歳十二月卅日（大日本古文書五―七〇五）。

㉑ 天武朝以前にも大舎人の語は見える（斉明七年五月癸卯、雄略前紀三年八月、出雲国風土記意布郡舎人郷）。仮にその語に誤りがあったとしても天武朝の大舎人のような官僚機構という全体の中の一組織体と見なせない。

以上のように内舎人の直接の先行形態として天武期以降の大舎人に求めることは、大化前代の舎人と内舎人との時期的区切り要素として蔭位制から言える畿内と畿外の区別、畿内の制度上の特異性が「天武朝の政策の結果作り出されたものであろう」（井上光貞『日本古代国家の研究』）とされ、また畿内と畿外の明確な区分、畿内豪族の優位も、天武朝に意図されたこととされている（同上書）ことと一致する。なお、井上氏は天武二年五月の先の詔が養老軍防令五位子孫条に固定される（同上書五〇三ページ）と述べられている。筆者はこの詔の中に養老令の先の条文（大宝令も同文と見てよい）には明記されていないが、五位以下の者の内舎人への任用という制度も詔中に含まれていると見る。またこの詔の大宝・養老令での形はこの一条のみではないと考えるのである。

㉒ 家伝上。

㉓ 公式令諸王五位条、軍防令大将出征条。

㉔ 蘇我安麻呂（天平元年八月丁卯）、威奈真人大村（墓誌）。

前者補任では中納言、一本に少納言とするが、官位は少花下で天智三年以後見えないもの。彼は天武即位前紀に見える。合わない。別人とすると、続紀に彼の少納言を載せる項に見える子の石足は、懷風藻を基に天智三または四年生となる。安麻呂の小花下少納言と矛盾しない。がそれに従えば天智三年以前少納言が存したとせねばならない。他にそれを推測させるような史料はない。故に彼の少納言には従えない。

三輪朝臣高市麻呂は持統六年中納言と見える。補任では大納言とする。父を大神大神とする。但し同補任では文武元年—四年彼を中納言とするし、また父も薨伝（慶雲三年二月庚戌）と同様利金としている（大宝元年冬）。だが同じ中納言としている文武四年に官位従三位とする混乱がある。以上のように補任には多くの混乱がある。しかし、かと言って続紀のみに従うにも補任の記載が気になる。また紀大人、石上鷹、の大納言も諸種史料混乱が見られる。

- 25 早川庄八「律令太政官制の成立」（『続日本古代史論集』上巻所収）。
- 27 天武九年七月庚戌、持統元年正月一日。
- 28 飯寧令集解請假条古記云。職員令集解春宮大夫条古記云。尤も同時に少納言の用例も見ることば言うまでもない。
- 29 飯寧令集解請假条古記云。
- 30 32 職員令集解大監物条古記云。
- 31 天武元年六月甲申。
- 33 四二例中一一例。真人姓も加えると一五例となる。
- 35 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」古代学3—2。
- 36 大中臣系図にも見える。当系図では本系には前事奏官と記されていない因足に、その語が見える。官位大錦上とする。しかし別の所伝では同時に正四位上としていて混乱が見られ

る。故に彼は省く。

- 37 水野正好『古代の日本』近畿。

- 38 井上光貞「大和国家の軍事的基礎」。

39 尤も、これが官名の語として何の力も持たないとも言われている。坂本太郎『日本全史古代1』。

40 そのように解した時、品部が小徳冠という最上冠を所持していることは一見不可解かもしれないが、鞍作鳥も技術的な功によって大仁冠を賜っている例がある。

- 41 納言とは本来「喉舌之官」（職員令集解大納言条古記云）であり、「モノマウシ」または「モノマウスツカサ」なのである。「奏」が本来的職務と考えられているのである（考課令集解最条古記云）。
- 42 駅鈴の制度化されたのは大化二年とされる（坂本太郎『上代駅制の研究』）。
- 43 尤も高坂王が古京にいたのが乱に備えてなら、この解釈はあてはまらないが、近江方が大海人皇子の反乱を知ったのは皇子が王に「駅鈴」を乞うてからであるとの説も存する（直木孝次郎『壬申の乱』）。また、納言という官に集められているだけで、従って奏宣と駅鈴とが別に行なわれることも有り得る。その場合なら以上のようにには言えない。だが現実には近い時期に二つの例は存しないので臆測の域を出ない。
- 44 この制は儒教精神が根底に存し、天下を治める者は広く人民の意見を聞かねばならないという理想の下に為されたものであり、訴え諫する際の手続を述べたものである。この趣旨は公式令陳意見書条（大宝令もほぼ同文）と一致する。
- 45 単に「収表」（二年）や「収牒」（元年）「人」とある。それを「奏請」する際、令ではその前に「不須開看」とあるのみだが、大化の制は「味旦」（元年）又は「毎旦」と時間的な指示が

ある。これは訴文が一方は「匱」に入れられるが、他はそのような規定のないことと表裏の關係にある。訴える際の条件の相違は同時に、諫者は「題名」(二年)とされていたのに、他にはそのような規定のないことと関連する、また、陳意見者 || 憂訴者の訴文が奏聞される以前を令は規定しないが、大化の制ではそれに先立って「伴造」や「尊長」がまず「勘当」その後「納置」するよう定める。

46 官位令。

47 モノマウシ(顯宗元年二月是月)。

48 モノ申、モノマウシとも、モノ申ス者とも、いずれにもとれる(仁徳卅年十月)。

49 舒明前紀。

50 白雉四年是歲。

51 公式令内外諸司条。

52 十一月辛未。

53 内舍人が畿外へ遣わされた例は出雲国—天平五年出雲国計会帳、若狭国—宝龜元年八月朔。

54 天武十一年八月考選詔、八色姓。

55 特に兵三千以上としているのみで上限が定められていないこと、またその際の大將軍は国家の平穩を保つ天皇の代行者の役割である。

56 九月十一日—官曹事類(政事要略卷二四所引)。

57 旧唐書職官志諫議大夫。六典卷八。

58 旧唐書職官志、六典卷九。新唐書百官では「則導其進退」。

59 通典禮部に多く見える。

60 直木孝次郎「伊勢神宮」(『日本古代の氏族と天皇』)所収。

61 旧唐書職官志給事中条、新唐書百官志、公式令集解陳意見条釋云所引唐令。

62 公式令集解陳意見条釋云所引唐令。

63 公式令陳意見条。

64 考課令少納言之最条。

65 井上光貞「大和国家の軍事的基礎」。

66 新唐書百官志諫議大夫項。

67 宮衛令集解馱軍器条「將入」の古記云。

68 兩者三官(拾遺補闕、諫議大夫)はわが令の侍從の制を唐制に比較した時、非常によく似た位置を侍從に對し持つ。

69 昭和四十四年度難波宮跡調査報告書。

70 「藤原宮」奈良教育委員會編。

71 六典卷九。

72 職員令集解侍從条。

73 六典卷八に見る拾遺、補闕の先行形態としてあげられているものを見れば明らかである。

74 通典職官三諫議大夫項元狩五年始更無員の注。

75 注④と同項、武徳五年……居門下注。

76 垂拱元年創設當時。六年後に計二十名となる(旧唐書職官志)。

77 旧唐書職官志、新唐書百官志、六典。

78 内舍人は性識聰敏、儀容可取。通事舍人は善辭令者(通典職官三)。

79 千牛備身左右(旧唐書官志、六典卷五)と三衛(六典卷五)。共に仗、宿衛、資蔭の要素あり。また前者には儀容端正、後者には二十一歳が見える。

80 通典職官三通事舍人項、六典卷六。漢書孝惠十二年五月、

高皇后呂氏八年七月。後漢書百官志。

81 六典卷八。

82 通典職官三。